

豊橋市立図書館蔵『奥義抄』について

日比野 浩 信

一

六条家の歌人、藤原清輔の著述である「奥義抄」の伝本は、それほど多くは存しておらず、現在十数本の写本、版本が知られる程度であるが、著者清輔は随時、追補・改訂など手を加えていたようであり、現存諸本間の異同は、極めて複雑なものとなっている。

伝本研究としては、早く久曾神昇先生が、追補の状況により、一次本から四次本までが存するとして九條家旧蔵本を三次本、流布本としての版本を四次本と分類され、原田芳起氏は大東急記念文庫蔵本の異本としての性格を明らかにされた上で、追加・改訂本を分類の規準として系統立てられた。最近では、川上新一郎氏が現存伝本のほとんどす

べてについて異同をあげて考察を加えられ、Ⅰ類（流布本系）、Ⅱ類（異本系）、系統未詳本の、三類に分類しておられる。

ここに取り上げる豊橋市立図書館蔵本は、既に久曾神先生がご覧になつており、本文自体は取り立てて特徴的なものではないようだが、他の伝本との関連を考える上で無視できない特異な書写形態を有することに加え、従来の位置付けでは不適當であるとおもわれるので、敢て卑見を述べてみたい。

二

日本歌学大系第一巻所収の「奥義抄」の解題には

この九條家旧蔵本を近世初期に轉寫したものが豊橋市

立圖書館に現存し、近世中期に轉寫したものが、廣島の淺野圖書館にある。何れも上質大判美濃紙袋綴三冊であり、内容は前者と合致してゐる。

とあり、また井上宗雄氏は、

與義抄 豊橋市立図書館。写三冊。

として紹介しておられるが、これは恐らく前記解題に依られたものと思われる。

しかし、豊橋市立図書館本には写本としては二冊本が藏されているものの、三冊本は見当たらない（ちなみに同図書館には版本も藏されており、国書総目録では「刊年不明」としているが、慶安五年版本である）。淺野図書館本は未見（川上氏によれば、焼失したとのこと）であるが、これと混同されての誤りであろうか。

豊橋市立図書館の一冊目は、上・中巻からなり九十五丁（最後に遊紙一丁を含む）、題簽には「與義抄 上／中／共同」とあり、二冊目は下巻及び下巻余からなり七十丁（初めに遊紙一丁を含む）、題簽には「與義抄 下」とある。二冊とも、一面十五行書きとなっている。

最も大きな特徴といえは、一冊目の第八十四丁裏の、万葉集の注釈三十一「いなむしろ」の説明の途中から筆跡が異なっており、二冊目からは、再び元の筆跡に戻っていることである。総じて和歌は三字下げ二行書きであるのに対

して、この別筆の箇所においては、和歌を三〜五字（ほば一句分）上げ一行書きとしており、書写形態までもが異なる。しかし、一面は同じく十五行書きが普通である。新しい丁から筆跡が変わっているのであれば、落丁による補筆かなどと考えられるのであるが、丁の途中からであるのでそうは考えられない。この部分の本文については後述したい。

さて、日本歌学大系解題においては、豊橋市立図書館本は、九條家本の転写本とされているが、はたしてそうであろうか。以下に九條家本と豊橋市立図書館本、そしてこれらと同系統と思われる書陵部本について、問題となる箇所を比較、検討してみたい。場合によっては、版本も参考までに比較の対象に加えることとする。

九條家本の奥書には

正和五年應鍾廿七以清輔朝臣自筆中之本書写比較

とあり、書陵部本・豊橋市立図書館本、加えて、版本も同じ奥書を有する。また、九條家本・書陵部本・豊橋市立図書館本には、「花鳥次第 定家卿作」とする記述が見られることも共通する（ただし、書陵部本・豊橋市立図書館本は、「貞家卿作」とし、版本にはこの記述がない）。まずこの点から、三写本が同系統の伝本であると考えることができ

本文について比較すると、九條家本の中巻、後拾遺集十六「かくとたに」に「追考」とあり、後撰集三十一「ゆふやみは」に「裏書云」とする部分は豊橋市立図書館本にもあり、書陵部本にもある。「追考」「裏書云」などとするのは、この二箇所のみである（ただし、豊橋市立図書館本の別筆部分については例外があり、後述する）。

目録に挙げられながらも注を付さない歌が『奥義抄』にはみられるが、九條家本によれば次のものである。

中巻

- 一 後拾遺集三十「よろつよを」の歌
 - 二 後撰集五「よひなから」の歌
 - 三 同二十八「いせのうみの」の歌
- 下巻

- 四 古今集四十七「まゆねかき」の歌
- 五 同五十九「おほかたは」の歌
- 六 同百十「みちのくは」の歌
- 七 短歌二「えふのみ」

これらに注のないことは豊橋市立図書館本・書陵部本もすべて同じである。ただし版本は、右のうちの一、三には説明が付されており、他にも裏書・追勘などが多く存することから、少々性格を異にする伝本として扱う必要がある。また、中巻の後撰集二十七「はすなはに」の歌については、

二通りの本文が知られ、版本では、

はすなは、かつらのようにてうみのおもてにうきておひたるもの也。それかうらにはちいさきかいともつきたる也。うへにはさりけもみえてうらにつきたれは（注）かくそへよめる也。
（句点を付す）

とあり、一方、九條家本では、

はすなはと云物はうみにありかつらのやうにてうらうへあるへくもなしときくにいかによめるにや尋へしとしており、豊橋市立図書館本・書陵部本は九條家本と同様の本文となつていることなどからも、版本はやや異質であることがわかる。

また、三本共、各々特に上巻にかなりの校合がなされており、それらの多くは共通する。例をあげての比較は省略するが、九條家本には、「イ」として校合するものを、七十数箇所数え得るが、そのうち六十箇所ほどが、他の二本にも見出される。また、声点の記入も見られるが、これについてもほとんど三本に同じように付せられている。更には振り仮名についても、同一とは言えないまでも、かなり共通している。これらを見ることから、九條家本・書陵部本・豊橋市立図書館本が、かなり近い関係にあることがわかる。

九條家本と豊橋市立図書館本の関係については、従来は

日本歌学大系の解題にあるように、豊橋市立図書館本は九條家本の転写であるとされ、何の反論も述べられていないようであるが、比較してみると次のようになる。ただし、ここでは、九條家本・豊橋市立図書館本・書陵部本は同一系統であると捕えた上で三本間の異同のうち、特に注意すべきものをあげるに留め、他系統の伝本の異同は考えない。また、豊橋市立図書館本の別筆部分については、後述することとし、ここでは取り上げない。なお、諸伝本の異同は、川上氏が実例をあげて詳しく考察をしておられ、参考にさせていだいたところが多い。

一 序の中で、「天平感宝元年陸奥国に出兵時詔書反歌大伴家持作」の上に「此号在方万集年代曆可尋」という注記（書陵部本には「万葉集」とある。）が九條家本にはない。

二 和歌三種躰 査躰の無頭有尾の項、九條家本では
あみしほひとりも、なひつ人はいへともたむかひもせず

無初五字故云無頭有尾

とあるが、豊橋市立図書館本・書陵部本にはこの前に「神日本磐余彦天皇擊梟師哥曰」の一文がある。

三 九條家本の「疊句歌」の項には

心こそ心をはかる心なれ心のあだはこころなりけり

の歌をあげるのみであるが、豊橋市立図書館本には、「同

事を重読也」と簡略ながら、説明を付している。これは書陵部本についても同様にある。

四 「避病事」の題目は豊橋市立図書館本、及び書陵部本にはない。

五 九條家本は「詞病事」を、豊橋市立図書館本では「詞病」を題目とし「又歌に詞病と云ことあり」と説明が始まるが、書陵部本では「詞病」を題目として「事又詞病と云ことあり」とする。

六 「秀歌」の題目は九條家本のみに見出される。

七 九條家本では「盗古歌証歌」の題目の後に「ふる哥の心をはよむまじきことなれ共」との文があるが、豊橋市立図書館本・書陵部本は文の後に題目がある。

八 「物異名」の「付十二月名」の割書は、九條家本のみにある。

九 「古歌詞」の順序が九條家本・書陵部本では

いやとしのは とよむ と、ろ あまはり はたれ
あさけ しみみ しはなく

（後略。また、注記は省略した）

となつてゐるが、豊橋市立図書館本では、

いやとしのは とよむ と、ろ しはなく はたれ
あまはり しみ、あさけ

（同）

とある。

一〇 同じく、九條家本では「のら ゆきけのみつ」の順であるが、他の二本では「ゆきけのみつ のら」の順となっている。

一一 「出万葉集所名」の「峯」の項の最後、九條家本では「いこまたけ」とあり、書陵部本では「いこまのたけ」の「のたけ」を見せ消ちとして「たかね」と書き入れる。

豊橋市立図書館本では、「いこまたかね」とある。

一二 同「岡」の項、豊橋市立図書館本及び書陵部本では「いはしろのをか」と「さたのをか」とのあいだに「むかひのおか」があるが、九條家本にはない。ただし、三本共、この項の一番はじめに「むかひのをか」があり、九條家本では、意識的に削除されたとも考えられる。後にあげる内閣文庫蔵零本では、「いはしろのをか」「さたのをか」のあいだに「ゐかいのをか」とあり、これが正しいと思われる。他の三本では「む」と「ゐ」を誤ったものであろう。

一三 同「島」の項の最後、豊橋市立図書館本・書陵部本には「のしま」はないが、九條家本には存する。

一四 同「崎」の項、豊橋市立図書館・書陵部本には

(前略) みそめしさき しふたにのさき しらさき
あらいのさき みうらのさき (後略)

とあるが、九條家本には、「しふたにのさき しらさき あらいのさき」がない。一行に三つづつ記すことから、一

行を脱したものであろう。

一五 同「河」の項、九條家本は、

(前略) ちくまかは たましまかは ゐなかは あき
つのかは とねかは くしかは あそのかはら まつ
らかは おほかはよと くらはし川 (後略)

とあるのに対し、あとの二本は

(前略) たましまかは まつらかは ゐなかは ちく
まかは とねかは くしかは あきつのかは くらは
しかは おほかはよと あそのかはら (後略)

の順となっている。
一六 後撰集四十三「なをき、に」の歌の注、九條家本と豊橋市立図書館本には「生毛羽悪吹毛求疵」があるが、書陵部本にはない。

一七 九條家本は「古歌 萬葉集」と表題を掲げるが、他の二本は、「萬葉集哥」とする。

一八 万葉集三十一「いなむしろ」の歌の注、九條家本及び豊橋市立図書館本には、

稲筵と云それに又此草の似たれは
という一文があるが、書陵部本にはない。

一九 書陵部本では同三十一「はし鷹の」の歌の前に「以下哥四首出詳不覚語」の注記があり、豊橋市立図書館本(別筆)では頭注とするが、九條家本にはない。

二〇 古今集八十四「わたの原」の歌の注、「みまほしき玉つしまかなとよめり此」の文が書陵部本にはない。

二一 同百十六「かいかねを」の歌の注、書陵部本では

心なく四郡に渡りたるとあらんはをとりてや

とあるが、九條家本、豊橋市立図書館本では、

心なく四郡にはこえたる

となつてゐる。

二二 下巻余十八、九條家本・豊橋市立図書館本には、

(前略) 問云ことのおりはしかなり女をつまくしにと

りなすことおほつかなし

とあるが、書陵部本には「おほつかなし」がない。

二三 同十九のうち、「優旃善為咲言合於大道」「郭舎人發

言陳辞」の間に、豊橋市立図書館本・書陵部本には「優于

貳滑稽多弁」がある。

二四 同「世の中の」の歌の後にある「是等詞弁説也」が、

書陵部本にはない。

これらの他にも、川上氏は書陵部本(御巫本と呼称して、書陵部蔵中巻のみの零本と区別しておられる)の特徴的な異同をあげておられるが、日本歌学大系を九條家本として用いておられ、その版本との校訂箇所をも、異同としてあげておられる場合がある。氏のあげておられる箇所で、ここにあげていないものが、それに該当するものである。た

だ、書陵部本に誤脱の多いことは認められる。

以上を考え合わせると、二・三・一二などのように九條家本になく、豊橋市立図書館本に含まれる箇所があることなどから、豊橋市立図書館本は九條家本の転写本ではないことがわかる。書陵部本も同様、九條家本の転写本ではない。九條家本に存しない部分のほとんどは、九條家本の誤脱と考えられる。

豊橋市立図書館本と書陵部本の関係はといえば、豊橋市立図書館本の別筆部分が異なる本文を有することからも、互いに転写関係にあるとはいえない。もし仮に別筆部分後に補筆したものであるとしても、書陵部本には脱落が多く、同本を豊橋市立図書館本が転写したとは見ることができず、さらに二〇の例などからも、この二本は互いに転写関係にあるとは考えがたい。

九條家本・豊橋市立図書館本・書陵部本は、ごく近い関係にあり、すべて同系統に含まれるべきものではあるが、互いに転写関係にあるものではない。

三

豊橋市立図書館本の別筆部分は、中巻の万葉集三十一の注の途中から同巻終わりまで、すなわち一冊目の最後部で

御奇なるて皇の腹中天皇孫市邊相御皇
子れ子也父の皇子権略天皇よなるかれれれ
え見弟あいつてかかりにききい極きそめ
厚しりあふつこもなりのいきりに権略天皇れ
あ小清室天皇とPきらみと御奇太子小
ころへまこなるて皇激れくめらあてとそ
高皇激あつて人よまていひとてらんあ
つる奇なりさて京よのわりあに賢そ大
子も之兄の頭家おきまよそあ小信室中とせ
ぬてかれら各まよの所家と位をゆつてけけす
先をまれとてあてをいひてつれお付てれを
うてぬてかかちらに賢位小信室中とせ
天皇久所邊相御皇孫とてあて東んか
じしせらるるにルみでつり

84丁裏8行目の下4文字から筆跡が異なる。

三 流

子所に成るわるを人とて遊ぶ所を内に之
 或物を之にを母をりゆを二天にかる母を
 けりとりやりにさらりてとなのの小たく
 流がけけひく女を全をらりありりといふ
 入れ流ら行ちあてていふはと年をいして
 日ににいらかとまは十事り成わまいり
 あらみくらひわかを水かもあわ女をとい
 たもわと言ふ流ら板にとあたれハ流まらふ
 同言といふらあらまを事やらちん事お月流らば
 春をいうといわる事也或況にハ流物をらに
 一度小流まらぶらまらふあらりていしても
 小をらりてまや包し小らり物を水ハ流まらふ
 又流らりていふもふく流まらふといてん事そ
 事をらりていふハかる新をといふらなりとい
 事を十事まらくて事をいふ事ハいら

ある。

三一 いなむしろかはそひやなき水ゆけはなひきをき
ふしそのねはたえす

の歌は、豊橋市立図書館本では四十行におよぶ注を付すものであるが、その三十四行目の終わり四文字以後が別筆となっており、この面は十四行書きとなっている。前述の通り落丁による補筆とは考えられない。その部分を示すと次のようである。(以下別筆)

(前略) 皇胤なるよし人にしられむとてよみたまへる
哥なり。さて京にのほりて／仁賢は太子に立。(後略)

〈図版参照〉

ここで注意すべきは、内閣文庫蔵零本である。同本は、中巻中途以下が欠落するが、仮に豊橋市立図書館本の大部分をなす筆跡を甲筆、別筆を乙筆とすると、まさに甲筆部分と同じ、「さて京にのほりて」までが存しており、以下が欠落しているのである。川上氏は同本について

巻中途中までの書きさし本で、終丁ウ第一行に「哥なり、さて京にのほりて」と日本歌学大系三〇五頁十二行目「いなむしろ」歌の注の半ばまでを書き、その後

に、「難波アケケ村駒」硯ノ池長土「泊瀬ヨリ朝ノ原」筆ノ山と朱書がある(同筆カ)。巻中の目録には、

巻中末尾までの語句が記されており、書きさした理由

は明らかでない。あるいは、底本が以下落丁でもあったものか。

としておられる。内閣本と豊橋市立図書館本が転写の關係にあるのであれば、書きさし本とその転写本であるかもしれない。煩雑を避けるために、多くの例はあげないが、序の最初だけでも両本には、次の様な異同がある。

○豊橋市立図書館本に「およそなすらふるところことなることなし」とある部分が、内閣本では「をほよそなきか有とこそことなることなし」となっている。豊橋市立図書館本からこのような表記は得られ難く、内閣本の親本以前の段階で紛らわしい文字遣いをしており、そのために誤ったものであろう。

○豊橋市立図書館本に「これよりさま／＼のすかた心／＼の名」とあるが、内閣本は「これよりさま／＼のすかたしる／＼の名」とする。

以上の二点からも、内閣本と豊橋市立図書館本が互いに転写關係にあるとはみることができない。

また、内閣本には、後拾遺集十六「かくとたに」の歌の注に「追考」、後撰集三十一「ゆふやみは」の歌の注に「裏書」がないことから、豊橋市立図書館本が内閣本の転写ではないことがわかる。豊橋市立図書館本・九條家本・書陵部本には存するこの「追考」「裏書」は、内閣本同様、版

本や大東急記念文庫本にもみられないものである。久曾神先生の類別が、この二箇所があることにより、九條家本を三次本とされるのに従えば、内閣本は二次本もしくは一次本である可能性を孕むことになる。尊経閣文庫本と三手文庫蔵校合本を二次本とする根拠としてあげておられる下巻余が内閣本にはないことが惜しまれる。しかし、先に、九條家本・書陵部本・豊橋市立図書館本を比較したが、内閣本の本文は豊橋市立図書館本とほぼ同一である。とはいえ、前記異同等からも、一本の親本からの転写とは考え難く、各々に別個の親本が存していたのではないかと思われ、「裏書」「追考」は、豊橋市立図書館本、もしくはその親本においての追加、または、内閣本、もしくはその親本による削除・逸脱と捕えることができる。豊橋市立図書館本の状況から察すると、乙筆部分を追補することなしに、「追考」「裏書」のみを補うことは考え難く、後者とみるほうが妥当であるように思われる。

この二本を比較する上でもう一点、注意すべきは、豊橋市立図書館本には、下巻及び下巻余が存していることである。豊橋市立図書館本の下巻は、奥書からみても九條家本・書陵部本と同系統である。中巻途中の欠落をこの系統の本で補ったのであれば、別筆部分が、後述のように他系統の本文であることは不自然である。これは、内閣本、もしくは

は、その親本の下冊散逸とみるべきであろう。九條家本が三冊本の合本、書陵部本が三冊本であるのに対し、豊橋市立図書館本・内閣本とも、上巻に引き続き「奥義抄 中釈」として目録を記す。これは、この二本が、少なくとも上・中巻を一冊としていたことを示すものであろう。そうであるならば、豊橋市立図書館本と同様に、その親本においても上・中巻を一冊、下巻・下巻余を一冊とした、二冊本であったことも十分に考えられ、内閣本の親本、もしくは内閣本自身においての下冊散逸であろうと推察されるのである。

内閣本と豊橋市立図書館本は九條家本・書陵部本と比較したうえでも、類似した本文を有し、かつ末尾が同一である。両本は共に、川上氏が推測されたような、以下欠落を生じた底本を書写しているのであろう。

九條家本・書陵部本・豊橋市立図書館本・内閣本は、それぞれ独自異文を有するものではあるが、これらは転写の際に生じた異同であると思われ、あくまで同系統の本文と捕えてよいようである。

ただし、他系統の伝本を含め、「奥義抄」のすべての伝本を合理的に系統立てることはかなりの困難を要することであり、今後さらに調査を進めていきたい。

内閣本は、比較的誤脱が少なく、また、独自異文も少な

い善本であることは、川上氏も認めておられるところである。比較の及ぶ部分についてのみみても、豊橋市立図書館本はこの内閣本を補い得る。その下巻・下巻余の存することは殊に意義深い。

四

豊橋市立図書館本の甲筆部分の本文は広義には九條家本・書陵部本と同系統のものであり、狭義には内閣本と同系統の伝本であるが、乙筆部分の本文は別系統のものである。

別系統の本文のうち、特に注意を要するものに大東急記念文庫本がある。次に、比較してみたい。ちなみに大東急記念文庫本の書式は、豊橋市立図書館本乙筆部分と同じである。

一 三十一「いなむしろ」の歌の説明で、九條家本は、「清意しう申候様候ければ」のように読める箇所があり、書陵部本は、「清亭しう申候給候ければ」と読め、共に意味が通じない。一方、豊橋市立図書館本には、「清寧うせ給にければ」とあり、大東急記念文庫本も同様で、文意も明確である。九條家本・書陵部本においては、「寧」字の下部「丁」を「し」と誤り、「せ」を「申」に、「に」を「候」に誤る

などしたのではなからうか。九條家本・書陵部本の本文が極近い底本によるものであり、その紛らわしい文字遣いが、このような誤りを生じさせる原因となったものであろう。

二 同、九條家本・書陵部本には

顕宗天皇久居邊裔てことくく百姓のうれへをしりて
恵をほとこせるよしみえたり

とあるが、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には、

顕宗天皇久居邊裔百姓のうれへを知て恵をほとこせる
よし記にみえたり

となっている。

三 同、九條家本には、「昔雄略天皇かりして」とあるが、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には「昔雄略天皇狩し給ひけるに」とある。書陵部本では「昔雄略天皇狩し給へるに」とする。

四 三十三、九條家本・書陵部本に「地をまもらへて御鷹のありかを申ければ」とあるが、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には「地をまもらへて御鷹は彼木の上に侍りと申ければ」となっている。

五 同最終部、九條家本・書陵部本には「のりのか、みと云人にゆへなし」とあり、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には「野守のか、みといふへきゆへなし」とある。これは「人」と「へ」、「に」と「き」を誤つての異同であ

ろうが、各系統においてはそれぞれ同一である。

六 三十五「な、わたに」の歌の注で九條家本・書陵部本では、「もとすゑしるしをつけてたへ」とあるが、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には「本末しるしてたへ」とある。

七 同、九條家本・書陵部本には「そのま、にしてしるしつかはしける。さりければ又」とあるが、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には「そのま、にしてしるしつかはせるに、けにさりければ又」とある。

八 三十七「出ていなは」の歌の前に、九條家本・書陵部本には、「以下六首伊勢物語哥也」とあるが、豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本にはない。

九 四十七「けふもまた」の歌の注の最後部は、九條家本・書陵部本では次のようにある。

底なるわには地獄也。追つる虎は此世にてつくれる業障也。しろきねすみは日也。黒きねすみは月也。月日の行事、彼ねすみのための草をはみきるかこごとくに、ほとなきよし也。高光少将哥云

草のねに露の命のか、るまを月の鼠のさはくなる哉
豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本では、

底なるわには地獄也。しろき鼠は日也。黒きねすみは月也。月日の行事かのねすみのための草をはみ切かこ

とくにほとなきよし也。高光少将哥云

たのむよや月のねすみのさはくまの草葉にか、る露の命を

となつてゐる。参考までに版本の記述をみると、

そこなるわには地獄也。をひつるとらは此世にてつくれる業障也。しろきねすみは日也。くろきねすみは月也。月日のゆくことかのねすみのための草をはみきるかこごとくにほとなきよし也。高光少将哥云

たのむよかつきのねすみのさはくまのくさはにか、るつゆのいのちを

此哥は古哥なり

草のねに露のいのちのか、るまの月のねすみのさはくなるかな

とある。

高光集には「たのむよや」の歌は見られるが、「草のねに」の歌は存しない。また、清輔編『統詞花集』には、「たのむよや」の歌を如覚法師の歌とする。すなわち、九條家本・書陵部本の本文を原形とし、豊橋市立図書館本乙筆部分・大東急記念文庫本の本文は、その誤りを正した改訂本としての性格を有するといえるようである。他にも原田氏によつて明らかにされた部分ではあるが、万葉集の注、三十「神さひて」の項に、九條家本・書陵部本では、

又源氏のあふひのうへの哥云

さもこそはよるへの水にかけたへめかけしあふいを
わするへしやは

これもかのかめのみつをよめる也。

とあるが、源氏物語の葵の上の歌にこの様な歌はなく、大東急記念文庫本にあるように、

又源氏哥云

さもこそはよるへの水にみ草井めけふのかさしよな
さへわする、

これはかの瓶の水をよめるなり。

となつてゐるならば、この歌は、源氏物語の幻巻にみられ、間違いではないことになる。

この部分についてのみみても、二系統の伝本の性格を垣間見ることができる。版本については、九條家本と同系統の本文に、他系統の本文を多く取り込もうとしたものではないかとも、誤りを改めた際の名残を留めるものともみられそうだが、この点については、更に調査を進めたい。

一〇 豊橋市立図書館本・大東急記念文庫本には、中巻巻末に、次の文がある。

或本裏書云

追勘守宮事言贊云、以血塗臂女有私情秘イ説之不落。又抱朴子云、井モリニ二百日ノ間朱ヲクハセテ其血ヲ付

〔密カ〕事セサルキハ、落スト云リ。此書説ハ古歌ノ心ニ

叶ナリ。若言贊之失歟。義モ不叶ナリ。有私情密カ□不

落トアルハ、私情ナクハ落ヘキニコソ、サテハ年月ヲ

ワタルヘカラン人ニハ付カタシ、湯モアマヲノツカラ

汗モアヘテヤハアルヘキト聞ユ

これは二本共、全く同じである。

なお、他にも小さな異同はあるが、省略する。

以上からすると、豊橋市立図書館本の乙筆部分は、九條家本・書陵部本とは異なつた系統の本文であり、大東急記念文庫本と同系統の本文であることがわかる。

次に、豊橋市立図書館本乙筆部分と大東急記念文庫本の関係について考える。この二本は、単に同系統というだけではなく、多くの類似点が見られる。

まず、書式は共に、和歌は三―五字上げ一行書きである。次に振り仮名が該当箇所と共に三箇所、同位置に同じ仮名を振っている。「本ノマ」、「イ」等の書き入れが七箇所、これもまた完全に一致する。更に大東急記念文庫本は、最後に二行記すのみで、丁を改めて「或本裏書云」を記し、豊橋市立図書館本も他の丁では一面十五行書きであるにもかかわらず、十一行を記した後、三分行ほどを空白としてその丁の裏に「或書裏書云」を記す点も二本の浅からぬ関係を示すものであろう。本文についても、細かな異同は数

箇所みられるものの、そのほとんどは、いわゆる「てにをは」であり、二本はほぼ同一の本文である。漢字・送り仮名・仮名遣いについても類似しており、二本が極めて深い関係にあることが知られる。

五

以上、豊橋市立図書館本『奥義抄』について考えてきた。同本は、大部分が甲筆であるから、基本的には九條家本・書陵部本と同系統であるが、従来の紹介でいわれていたような、九條家本の転写では決してない。そして、現存伝本のうちでは、内閣文庫蔵零本と緊密な関係がある。また、乙筆部分は、九條家本などとは系統を異にするものであり、大東急記念文庫本と近い関係にある。

ここで久曾神先生の分類、川上氏の分類を参考に表にし、豊橋市立図書館本の位置するところを表すと次のようになる。

九條家本・書陵部本・豊橋市立図書館本・内閣本・版本は「正和五年本」の系統としてまとめ得るが、更に内閣本・豊橋市立図書館本は欠落本の系統として分類できる。また、版本は「はすなはに」の歌の注などにより、少々性格を異

| | | | | | |
|------|---------|----------|------------|------------|----------------------------|
| Ⅱ類 | | Ⅰ類 | | | 一次本 二次本 |
| 尊經閣本 | 三手文庫校合本 | 大東急記念文庫本 | 豊橋市立図書館本甲部 | 豊橋市立図書館本乙部 | 三次本 九條家本 書陵部本 内閣本 |
| | | 版本 | | | 四次本 |

にすると思われるので敢てⅠ類を二分した。大東急記念文庫本は、「忠岑十鉢」以下追補の多いことから、便宜上三次本と同列とした。

【奥義抄】の完本は版本のほか、写本では九條家本・書陵部本・豊橋市立図書館本の三本しか存していないようであり、完本すべてが同一系統の伝本であることは注意すべきことである。

豊橋市立図書館本は比較的、目立った誤脱も少ないようであり、九條家本・書陵部本の誤脱を補うこともでき、また、内閣本にはない下巻・下巻余の存することは、同系統の本文の確立に有効であるとともに、一本中に甲筆部分、乙筆部分の、別個の二系統の本文を有するその特異な書写過程は、奥義抄の伝播を考える上でも注意されよう。これ

らの点から豊橋市立図書館本は「奥義抄」の本文研究上有益で、かつ興味深い伝本であるといつてよいのではなからうか。

「奥義抄」の研究においては、更に考察すべき点も少なくないが、ここでは豊橋市立図書館本についての報告にとどめ、今後とも調査を進めていきたい。多大の御教示、御叱正を乞う次第である。

注

(1) 「奥義抄に就いて」(「立命館文学」第四卷第四號) および「日本歌学大系」第一卷所収「奥義抄」の解題では

一次本…現存せず

二次本…尊経閣文庫本、三手文庫蔵校合本

三次本…九條家旧蔵本、豊橋市立図書館本、浅野図書館

本

四次本…版本

のように分類しておられる。

(2) 「大東奥義抄管見」(「かがみ」八)

また、大東急記念文庫本については他に、同氏「大東急本奥義抄と忠岑十体」(「文学・語学」二十七) および、井上宗雄氏「大東急記念文庫蔵杉原宗伊関係歌書(「奥義抄」)「法華廿八

品歌)をめぐって」(「かがみ」七)に御論考がある。

(3) 「奥義抄伝本考」(「斯道文庫論集」第二十四輯)

(4) 「藤原清輔の生涯 付・清輔編著類伝本書目」(「立教大学日本文学」第八号)

(5) 慶安五年本も数種が知られているが、上村次郎右衛門版の八冊本である。

(6) 以下、引用はそれぞれの写本、版本による。ただし、引用部分に細かな異同がある場合、次のような優先順位として代表させ、その異同は一々あげない。

一、九條家本、二、豊橋市立図書館本、三、書陵部本、四、大東急記念文庫本

九條家本は平成元年十一月に久曾神先生から拝借し、複写させていただいたものである。豊橋市立図書館本は、同図書館で複写していただいた。書陵部本・内閣本は国文学研究資料館のマイクロフィルムの紙焼による。大東急記念文庫本は、同文庫において閲覧をさせていただいた際の控えによった。また、版本は、無刊記版本によったが、本文は、慶安五年本と全く同じである。

最後に、図書の閲覧・複写を許可された、久曾神先生、豊橋市立図書館・大東急記念文庫に深く感謝いたします。

(本学大学院生)